平成２８年（フ）第６２６４号
東京都町田市玉川学園３丁目12―12
債務者　山崎美也子（旧姓村林）
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２９９号
東京都台東区下谷２丁目24―１―202
債務者　河内　寛明
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３２９号
東京都足立区大谷田３丁目18―８―207
債務者　信　　昌男
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３４２号
東京都三鷹市大沢１丁目５―13―101
債務者　松本　慎弥
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３７１号
東京都江戸川区南葛西６丁目19―８―305
債務者　榎本　京子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３７２号
東京都八王子市北野町557―９―302
債務者　下郡山充夫
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３７６号
東京都荒川区南千住３丁目７―１―301
債務者　末次　正樹
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３７７号
東京都板橋区西台４丁目４―３―508
債務者　井越　昭雄
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３８０号
東京都新宿区大久保２丁目18―10―303
債務者　佐藤　一輝
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３８２号
東京都町田市本町田2348―１　公社住宅ホ５―302
債務者　岡崎　幸子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６５号
静岡市清水区押切2137番地　グランディオス栗田101号室、旧住所静岡市清水区押切1484番地の３
債務者　長阪　徹也
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３６６号
静岡市清水区押切1429番地　ゴルジュ押切Ｂ102号、旧住所静岡市清水区押切1484番地の３
債務者　廣野　安則
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３６７号
静岡市清水区石川新町14番19号　トップス石川103、旧住所静岡市清水区押切1484番地の３
債務者　廣野　文子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４３９号
静岡市葵区平和２丁目５番３―205号
債務者　原田しづ江
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月２日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４４６号
静岡市清水区興津東町1248番地
債務者　岩城　和音
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部